

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月11日

【会社名】 シスコ・システムズ・インク  
(Cisco Systems, Inc.)

【代表者の役職氏名】 アソシエイト・ジェネラル・カウンセル兼ディレクター  
ジェレミー・エリクソン  
(Jeremy Erickson, Associate General Counsel and Director)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95134-1706カリフォルニア州  
サンノゼ市、ウエスト・タスマン・ドライブ 170番地  
(170 West Tasman Drive, San Jose,  
California 95134-1706 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【縦覧に供する場所】 なし

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル=154.36円（株式会社三菱UFJ銀行の2025年11月11日現在の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。

## 1【提出理由】

2025年11月24日、シスコ・システムズ・インク（以下「当社」という。）は、シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における間接子会社の適格従業員（以下「日本における適格従業員」という。）並びに当社及び日本国外の当社の関連会社に所属する適格従業員（以下「日本国外の適格従業員」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。本プランは、1990年1月3日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）会議で採択され、2018年10月3日開催の取締役会会議における決議において修正及び更新され、2018年12月12日開催の当社年次株主総会において当社株主により承認された。本プラン文書は、当社設立州のカリフォルニア州からデラウェア州への変更を反映するために2021年1月25日付で修正され、さらに2025年9月16日付で修正及び更新された。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、第19条第2項第2号の2及び第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書において定義されずに使用されている用語については、本プランにおけるのと同様の意味を有するものとする。

## 2【報告内容】

### (I)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告

#### (1) 有価証券の種類及び銘柄

シスコ・システムズ・インク新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

##### (a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

適格従業員は、本プランに加入することにより本プランの参加者（以下「参加者」という。）となることを選択できる。本新株予約権は、本プランに基づき、10%を上限として参加者が承認した割合（但し、本プランに定める通り、従業員は給与天引率を自己の適格所得の1%から10%の間で選択することができる。）による給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、米国ナスダック（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式（以下「本株式」という。）の、(i)24ヶ月の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される。）の最初の取引日における1株当たり公正市場価格の85%又は(ii)当該購入期間の米国の最終営業日における1株当たり公正市場価格の85%のいずれか低い方に相当する金額を購入価格として、本株式を購入することができる権利である。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。

したがって、本株式の価格が下落した場合には、本新株予約権に適用される購入価格も下落し、その結果、「本新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。但し、拠出金の額は予め定められており、本株式の価格によって変動することはない。

「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該購入期間における拠出額を購入価格で除すことにより決定される。購入価格は、NASDAQにおける本株式の(i)24ヶ月の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される。）の最初の取引日における1株当たり公正市場価格の85%又は(ii)当該購入期間の米国の最終営業日における1株当たり公正市場価格の85%のいずれか低い方に相当する金額とする。ただし、上述のとおり、「本新株予約権の行使時の払込金額の総額」は、株価によって変動することはない。

本新株予約権は、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して当社の財産持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、「本新株予約権の行使時の払込金額の総額」は、10%を上限として参加者が承認した割合による給与天引に

よって積み立てられた拠出金により決まるため、当該払込金額の総額について下限は定められていない。

また、本プランにより発行可能な本株式の総数は合計721,400,000株であり、1回の購入日に参加者によって購入可能な本株式の最大株式数は22,500株である。

各参加者の本新株予約権の対象となる本株式は、購入期間の米国の最終営業日に、参加者のために自動的に購入される。本プランには、当社の決定による、当社による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

但し、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ 参加者が購入期間中、本プランから脱退した場合
- ・ 本新株予約権が付与されている間に、参加者が当社又は指定関連会社の適格従業員でなくなった場合

また、株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離若しくは分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の目的となる本株式の数は、プラン運営者により適当な調整がなされる。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。他方、本プランに基づいて発行可能な最大株式数は、本プラン第6条に記載のとおり、上限が設定されているため、本プランが当社の既存株主に及ぼす希薄化の影響は限定的である。さらに、本プランに基づく発行可能な最大株式数を含め、本プランは当社の株主総会において承認されている。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

下記(2)( )「新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(2) 新株予約権の内容等

(i) 発行数

121,550.435個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2026年1月1日至2026年6月30日)における拠出額並びに購入価格は確定しない。そこで、日本における適格従業員全員が本プランに加入し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定し、かかる購入期間における最大拠出見込額を7,408,499米ドル(1,143,575,836円)とする。上記「発行数」は、かかる最大拠出見込額を2025年11月11日の当社普通株式のNASDAQにおける終値71.71米ドル(11,069円)の85%の値(60.95米ドル(9,408円))で除することにより算出したものである。

( ) 発行価格  
0米ドル(0円)

( ) 発行価額の総額  
0米ドル(0円)

( ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

#### 1 株式の種類

シスコ・システムズ・インク記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)

(注)本新株予約権の行使により発行される本株式は、新規に発行される当社普通株式となる予定である。

(注)株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離若しくは分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者により適切な調整がなされる可能性がある。

#### 2 株式の内容

1. 配当請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先配当を受ける権利には劣後するが、普通株式保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために適法に利用できる会社資産から、取締役会が随時宣言する配当を受取る権利を有するものとする。

2. 残余財産分配請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先的に残余財産の分配を受ける権利には劣後するが、会社清算、解散若しくは整理の時点で、残余財産は普通株式保有者に分配されるものとする。

3. 償還： 普通株式は償還不能である。

4. 議決権： 各普通株式の保有者は、議決権を一つ持つものとし、本会社の付属定款に従って株主総会招集通知を受ける権利を持つものとし、かつ法律が定める事案について法律が定める方法で票を投ずることができるものとする。

#### 3 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：121,550.435株(見込数)

(注1)株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離若しくは分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、本プラン第6条(b)に記載のとおり、プラン運営者により適切な調整がなされる。

(注2) 本新株予約権の行使日において、各参加者の新株予約権は、参加者の承認した給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、当該購入期間に適用される購入価格である( )24ヶ月の実施期間の最初の取引日における本株式の1株当たり公正市場価格の85%、又は、( )本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における本株式の1株当たり公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)のいずれか低い方に相当する価格で、参加者のために当社により本株式の購入のために自動的に行使される。したがって、本書の提出日時点においては、上記「本新株予約権の目的となる株式の数」は確定しない。そこで、便宜上、当該購入期間における最大拠出見込額(日本における適格従業員全員が本プランに参加し、かつ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定した場合の金額)7,408,499米ドル(1,143,575,836円)を、2025年11月11日のNASDAQにおける当社普通株式の終値71.71米ドル(11,069円)の85%の値(60.95米ドル(9,408円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の数とした。

( ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり60.95米ドル(9,408円)(見込額)

(注) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(上記(iv)-3-(注2)参照)。そこで、便宜上、2025年11月11日現在のNASDAQにおける当社普通株式の終値(71.71米ドル(11,069円))の85%の価格(60.95米ドル(9,408円))とした。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

7,408,499米ドル(1,143,575,906円)(見込額)

(注) 上記「本新株予約権の行使時の払込金額の総額」は未定である(上記(iv)-3-(注2)参照)。そこで、便宜上、見込発行数に見込行使価格を乗じた見込額を記載した。

( ) 新株予約権の行使期間

2026年6月30日

(注) 当該行使日において、参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。

( ) 新株予約権の行使の条件

購入期間中、本プランから脱退しないこと。

本プラン第7条(b)に定める株式購入限度を超えないこと。

その他本プランに記載される条件に従うこと。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.001米ドル(0.2円)

( ) 新株予約権の譲渡に関する事項

参加者の死亡後、当該参加者の権利を遺言又は相続及び遺産分割に関する法律に従い移転する場合を除き、本新株予約権を譲渡することはできない。

**(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳**

日本におけるシスコ・システムズ合同会社の適格従業員 約1,425名

**(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係**

シスコ・システムズ合同会社(当社の日本における100%間接所有子会社)

**(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容**

条件等は、本プラン及びプラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

## ( ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告

### (1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

### (2) 新株予約権の内容等

#### ( ) 発行数

8,624,957.980個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2026年1月1日至2026年6月30日)における拠出額並びに購入価格は確定しない。そこで、日本国外の適格従業員全員が本プランに加入し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定し、かかる購入期間における最大拠出見込額を525,691,189米ドル(81,145,691,934円)とする。上記「発行数」は、かかる最大拠出見込額を2025年11月11日の当社普通株式のNASDAQにおける終値71.71米ドル(11,069円)の85%の値(60.95米ドル(9,408円))で除することにより算出したものである。

#### ( ) 発行価格

0米ドル(0円)

#### ( ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

#### ( ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### 1 株式の種類

シスコ・システムズ・インク記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)

(注)本新株予約権の行使により発行される本株式は、新規に発行される当社普通株式となる予定である。

(注)合併、統合、企業再編、又は株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える。

##### 2 株式の内容

1. 配当請求権：当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先配当を受ける権利には劣後するが、普通株式保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために適法に利用できる会社資産から、取締役会が随時宣言する配当を受取る権利を有するものとする。

2. 残余財産分配請求権：当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先的に残余財産の分配を受ける権利には劣後するが、会社清算、解散若しくは整理の時点で、残余財産は普通株式保有者に分配されるものとする。

3. 償還：普通株式は償還不能である。

4. 議決権：各普通株式の保有者は、議決権を一つ持つものとし、本会社の付属定款に従って株主総会招集通知を受ける権利を持つものとし、かつ法律が定める事案について法律が定める方法で票を投ずることができるものとする。

##### 3 株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：8,624,957.980株(見込数)

(注1) 株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離若しくは分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本プラン第6条(b)に記載の通り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式及びその株式数について適切な調整を加える。

(注2) 購入日において、参加者は、参加者の承認した給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、(i)24ヶ月の実施期間の最初の営業日における当社普通株式の公正市場価格の85%、又は、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格で、当社普通株式を購入することができる。したがって、本書の提出日時点においては、本新株予約権の目的となる株式数は確定しない。そこで、便宜上、当該購入期間における最大拠出見込額(本募集の対象となる日本国外の適格従業員全員が本プランに参加し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定した場合の金額)525,691,189米ドル(81,145,691,934円)を、2025年11月11日のNASDAQにおける当社普通株式の終値71.71米ドル(11,069円)の85%の値(60.95米ドル(9,408円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした(上記(2)-( )の注を参照)。

( ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり60.95米ドル(9,408円)

(注) 上述の通り、購入価格は未定のため(上記( )-3-(注2)を参照)、便宜上、2025年11月11日のNASDAQにおける当社普通株式の終値(71.71米ドル(11,069円))の85%の価格(60.95米ドル(9,408円))を「新株予約権の行使時の払込金額」とした。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：  
525,691,189米ドル(81,145,691,934円)

(注) 本新株予約権の行使時の払込金額の総額は未定のため(上記( )-3-(注2)を参照)、見込発行数に見込行使価格を乗じた見込額を記載した。

( ) 新株予約権の行使期間

2026年6月30日

(注) 当該行使日において、参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。

( ) 新株予約権の行使の条件

上記「(1)-(2)-( )新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.001米ドル(0.2円)

( ) 新株予約権の譲渡に関する事項

上記「(1)-(2)-( )新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社の関連会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける日本国外の適格従業員約84,369名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、韓国、キューバ、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金： 525,691,189米ドル(81,145,691,934円)

(注) 手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(525,691,189米ドル(81,145,691,934円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(0米ドル(0円))を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額(525,691,189米ドル(81,145,691,934円))は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2026年1月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「( )-(1)-(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「( )-(1)-(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照のこと。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「(1)-(2)-( )新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項  
該当事項なし

(11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

( ) 資本の額

普通株式及び払込剰余金：48,167百万米ドル（7,435,058百万円）（2025年10月25日現在）

( ) 発行済株式総数

3,951,094,563株（2025年11月13日現在）